

新生児聴覚検査機器購入支援事業実施要綱

5福祉子家第126号

令和5年7月31日

1 目的

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、全ての新生児が精度の高い聴覚検査を受けられるよう、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項及び同条第2項に規定する産婦人科又は耳鼻咽喉科を標榜する東京都内の医療機関における聴覚検査機器の購入を支援することにより、都内における新生児聴覚検査体制の整備推進を図る。

2 事業内容

聴覚検査機器を所有していない医療機関が、自動聴性脳幹反応検査機器（以下「自動ABR検査機器」という。）を購入する場合に、購入費を支援する。

3 補助条件

補助に当たっては、次の（1）から（3）までを全て実施する医療機関を対象とする。

- （1） 都内区市町村が実施する新生児聴覚検査の公費負担制度に基づき、自動ABR検査機器を使用し、新生児聴覚検査を実施する。
- （2） 検査内容や検査結果については保護者への適切な説明を行う。
- （3） 検査結果がリファーマーの場合、区市町村担当者に速やかに連絡し適切な支援につなげる。

4 対象施設

- （1） 出産後の新生児聴覚検査を行う分娩取扱医療機関

令和5年3月31日時点で自動ABR検査機器を設置していない東京都内の分娩取扱医療機関において、出産後の新生児聴覚検査を行うことを目的として、自動ABR検査機器を新たに購入する場合、検査機器本体の購入経費に限り補助対象とする。

- （2） 他院（医療機関又は助産所）で生まれた児に対する新生児聴覚検査（以下「他院出生児への検査」という。）を行う医療機関

他院出生児への検査を行うことを目的として、自動ABR検査機器を新たに又は追加して購入する場合、検査機器本体の購入経費に限り補助対象とする。

5 その他

- （1） 補助対象となる購入期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間とする。

- (2) 医療機関が所有する自動A B R検査機器が老朽化（耐用年数を経過）したことなどにより、当該聴覚検査機器を用いて実施する検査に支障が生じる可能性がある場合には、「聴覚検査機器を所有していない」状態に該当するものとして、当該医療機関における聴覚検査機器の購入費用を補助対象として差し支えないものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。